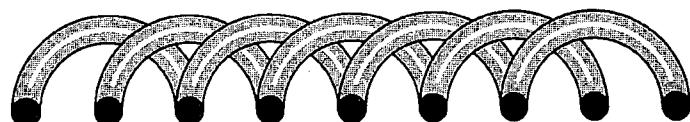
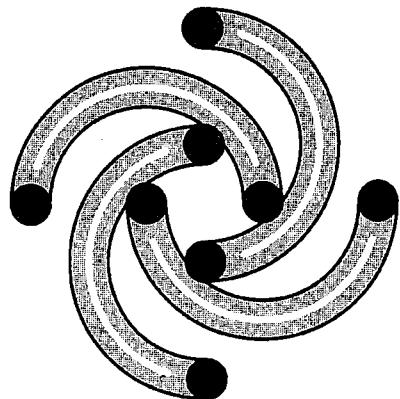


知的障害者福祉六法

知的障害等法規研究会／監修

平成13年版



中央法規

◎ 知的障害者福祉法

(昭和三十五年三月三日法律三七)

改正

昭三七法律六一・昭三九法律六九・昭四二法律一三九・昭四四法律五一・昭四五法律四四・昭四八法律六七・昭六〇法律三七・昭六一法律四六・一〇九・平元法律二二・平二法律五八・平五法律八九・平六法律四九・平一〇法律一一〇・平一一法律八七・一五一・一六〇・平二法律一一一・一五・一六〇・平一

注 未施行分については「参考」として二二〇頁以降に収載

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第二条 紋章
第一条の二 すべての知的障害者は、その自立する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。
2 知的障害者、社会を構成する

第六条から第八条まで 削除

第三章 援護を行う者及び福祉の措置

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める知的障害者に対する援護は、居住地を有する知的障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十一年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する都道府県又は市町村が、居住地を有しないか、又は明らかでない知的障害者については、その現在地の都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住

知的障害者福祉法

ゆる分野の活動に参加する機会を与えるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるよう配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(関係職員の協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二年法律第六百六十四号)による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

(定義)

第四条 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域支援を行う事業をいう。

2 「この法律において」は、昭和三五年三月三日法律三七

第五条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

2 「この法律において」は、昭和三五年三月三日法律三七

第六条 都道府県は、知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置かなければならぬ。

*「福祉司に関する事務所」=社福一四 本条の類似規定(身障九)

(知的障害者福祉司)

第一〇条 都道府県は、知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置かなければならぬ。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、知的障害者福祉司を置くことができる。

3 知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命令を受けて、知的障害者の福祉に関して、主として次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものをを行うこと。

4 知的障害者福祉司が置かれていない福祉事務所の所長は、十八歳以上の知的障害者に係る前項第一号の業務について、他に置かれている知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

2 前項の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住

護等事業」とは、第十五条の三第一項の措置に係る者につきその者の居宅において同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者同様の厚生労働省令で定める施設に通わせ、その者につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、第十五条の三第三項の措置に係る者を同項の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

5 この法律において、「知的障害者地域支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行なう者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十三条第三項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行なう者、即ち、厚生労働省令で定める厚生労働省令で定める厚生労働大臣の指定する社会福事務所長(以下「福祉事務所長」といふ)。

6 この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者は、その介護を行なう者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十三条第三項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行なう者、即ち、厚生労働省令で定める厚生労働大臣の指定する社会福事務所長(以下「福祉事務所長」といふ)。

7 福祉事務所長から技術的援助及び助言を求める者は、その介護を行なう者、これに協力しなければならない。

8 *「福祉事務所長」=社福一五二

第一条 知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員として、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉法に定める社会福祉主任たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福事務所長に関する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するもの卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

*四号の「指定」=昭三九厚告五一七(知的障害者)

福祉法第十一條第四号の規定に基づく知的障害者

知的障害者福祉法

（施設指定）
「事務吏員又は其技術員」=自治一七二・一七三
「社会福祉主事」=社福一八・一九 「学校教育法に基づく大学」=学教五二・六九の二 「医師」=医師二

（知的障害者更生相談所）

第一二条 都道府県は、知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）を設けなければならぬ。

第二 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 知的障害者に関する問題につき、家庭

その他の相談に応ずること。

二 十八歳以上の知的障害者の医学的、心

理学的及び職能的判定を行い、並びにこ

れに付随して必要な指導を行うこと。

三 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができ

前各項に定めるものほか、知的障害者更生相談所に関して必要な事項は、政令で定める。

* 判定業務を行つた場合の判定書の交付=令一

（福祉事務所）

第一三條 福祉事務所は、この法律の施行に関する、主として、次の業務を行うものとする。

* 判定業務を行つた場合の判定書の交付=令一

（福祉事務所）

第一三條 福祉事務所は、この法律の施行に関する、主として、次の業務を行うものとする。

3 動、社会生活への適応等に必要な訓練、介護方法の指導その他厚生労働省令で定める便宜を必要とする十八歳以上の知的障害者はその介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設（以下この項において「知的障害者デイサービスセンター等」という。）に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

3 都道府県は、必要に応じ、介護を行う者の疾患その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県の設置する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「知的障害者更生施設等」といふ。）に短期間入所させ、必要な保護を行ふことができる。

4 市町村は、その福祉を図るために、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の知的障害者につき、日常生活上の

事務の執行に協力するものとする。

（知的障害者相談員）

第一五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

二 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

三 都道府県の福祉事務所長は、第一項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行つた当該都道府県以外の者に委託することができる。

（協力機関）

第一四条 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する知的障害者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行う事務に協力しなければならない。

* 福祉事務所を設置しない町村=社福一四三

（民生委員の協力）

第一五条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の（協力機関）

第一項の「政令」=令一「厚生労働省令」規則二二項の「厚生労働省令」規則三・四「政令」=令三三項の「政令」=令四「厚生労働省令」規則五四項の「厚生労働大臣が定める」=平三厚告八三（知的障害者福祉法第五十五条の三第三項の規定に基づき厚生大臣が定める日常生活の便宜を図るための用具）

2 前項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。

3 知的障害者相談員は、その委託を受けた者に、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

（福祉の措置）

第一五条の三 市町村は、必要に応じ、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定めた基準に従い、その者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の便宜を図ることを委託することができる。

2 市町村は、手芸、工作その他の創作的活動

3 知的障害者の療養を執り（知的障害者が自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるもの）に委託すること。

2 採護の実施者は、前項第一号又は第三号の措置を探るに當たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めるなければならない。

3 採護の実施者は、必要に応じ、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、又は当該採護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行ふことを委託する措置を探ることができる。

* 三項の「政令」=令五

（福祉事務所長への委任）

第一七条 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに前条第一項及び第三項の措置を探る権限の全部又は一部をそ管理する福祉事務所長に委任することができる。

第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその授護を行ふことは、他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者授護施設若しくは心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項

(知的障害者福祉法)

第一七条の二 都道府県知事又は市町村長は、第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するところも、その意見を聴かなければならぬ。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

*「厚生労働省令」=規則七 措置の解除の説明等 平成五年法律第八十八号 第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。(連絡及び調整)

第一七条の四 関係地方公団体は、第十五条又は第十六条第一項若しくは第三項の規定による福祉の措置が適切に行われるよう相互に連絡及び調整を図らなければならない。

第二条の三 都道府県知事は、知的障害者居宅生活支援事業等を行なう者が、この法律に基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関して不當に當利を圖り、若しくはその事業に係る知的障害者の待遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行なう者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。(受託義務)

第二条の四 知的障害者居宅生活支援事業を行なう者は又は知的障害者支援施設の設置者は、第十五条の三第一項から第三項まで又は第十六条第一項第二号若しくは第三項の規定による委託を受けたときは、正當な理由がない限り、これを拒むのは、不正當である。(知的障害者アイサービスセンター)

第二条の五 知的障害者アイサービスセンターは、第十五条の三第三項の措置に係る者を通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。(知的障害者更生施設)

第二条の六 知的障害者更生施設は、十八歳以上の知的障害者を入所させて、これをする。

第二条の支弁 次に掲げる費用は、市町村の支弁

*設備と運営=援助施設基準一~七・三一~三四

(第五章 費用)

*設備と運営=援助施設基準一~七・二五~三〇

(知的障害者福社ーム)

第二条の九 知的障害者福社ームは、低廉な料金で、現に住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

(都道府県の負担及び補助)

第二条の十 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者福社ームに要する費用

二 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

三 第十六条(第三項を除く)の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

四 都道府県が設置する知的障害者援護施設の設置及び運営に要する費用

*三・四号の「費用」の算定基準=令八

(知的障害者福祉法)

第一八条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、知的障害者居宅生活支援事業又は知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者居宅生活支援事業等」といいう)を行うことができる。

*「厚生労働省令」=規則八

第一八条の二 知的障害者相談又援事業に從事する職員は、その職務を遂行するに当たりては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(施設の設置)

第一九条 都道府県は、知的障害者援護施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、知的障害者援護施設を設置することができる。

*「社会福祉法の定めるところ」=社福二・六二(変更及び廃止又は休止)

第二十条 国及び都道府県以外の者は、第十八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。(報告の徴収等)

第二一条の二 都道府県知事は、知的障害者の福祉のために必要があると認めるときは、知的障害者居宅生活支援事業等を行なう者に対するし、必要と認める事項の報告を要求され、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

*「基準」=平成五年七月(知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準)

省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

*二項の「厚生労働省令」=規則九(施設の基準)

第二一条 厚生労働大臣は、知的障害者援護施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 知的障害者援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

*「基準」=平成五年七月(知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二条第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、知的障害者保護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設を除く。）の設置に要する費用について、その四分の一を負担する。

第二十六条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二条第一号の二の規定により市町村が支弁した費用について、その四分の一以内を補助することができる。
＊「政令の定めるところ」＝令六一「政令で定める施設」＝令七二項の「政令」＝令一〇（国の負担及び補助）

第二十七条 国は、政令の定めるところにより、第二十二条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。
第一第二十二条第一号の費用のうち、第六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用

一の二 第二十二条第三号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）

二 第二十二条第一号の二の規定により市町村が支弁した費用又は第二十三条第一号の二の規定により都道府県が支弁した費用について、その二分の一以内を補助することができる。
＊「政令」＝令六一「政令」＝令一〇（費用の徴収）

第二十八条 第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により知的障害者保護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
（準用規定）

第二十九条の二 社会福祉法第五十一条第一項

から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第

一項第四号及び第二項の規定により普通財

産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第六章 雜則

（審判の請求）

第二十七条の三 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一條、第十二條第二項、第十四条第一項、第十六条第一項、第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（町村の一部事務組合等）

第二十八条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

＊「町村の一部事務組合等」＝自治二八四（二九一）の三 「町村が一部事務組合等を設けて福祉事務所を設置した場合」＝社福一四

（援護の実施者が変更した場合の経過規定）

第二十九条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施者に変更があつた場合に

おこなうとき、この法律又はこの法律に基づく

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
（社会福祉法附則第七項に関する特例）

2 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

（援護の措置の特例）

3 授護の実施者は、児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童について、第十六条第一項第二号の措置を採ることができる。

4 前項に規定する児童は、第十条第四項及び第十三条第二項の規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。附則（平一一一二二三法律一六〇）

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

第三〇条の二 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設について、第十九条第二項において適用することとされる社会福祉法（政令）において適用することとされる指定都市等の事務（政令一七四の三〇）

（大都市等の特例）

第三〇条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定による事務（以下この条においては、「中核市」といふ。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市」といふ。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条においては、「中核市」といふ。）においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として適用があるものとする。

＊「政令」＝令一

＊「指定都市等」の事務（政令一七四の三〇）

（実施命令）

第三一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

第三〇条の二 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設について、第十九条第二項において適用することとされる社会福祉法（政令）において適用することとされる指定都市等の事務（政令一七四の三〇）

【職規】

○ 知的障害者職親委託制度の運営について

〔昭和三十五年六月一七日社発三八四号
各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知〕

改正 平一障二一六

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十
七号、以下「法」という。）第六条第一項
第三号の規定に基づき、援護の実施機関は、
知的障害者の福祉を図るために預かり、その
知的障害者の福祉を図るために預かり、その
に委託することができる」とされたのである
が、この制度の運営の適否は、今後の知的
障害者福祉の進展に影響するところ極めて大
きいので、特に左記事項に留意のうえこれが
適正な運営に努められたい。

一 目的

知的障害者の自立更生を図るため、知的
障害者を一定期間職親に預け、生活指導及
び技能習得訓練等を行なうことによって、
就職に必要な素地を与えるとともに雇用の
促進と職場における定着性をたかめ、もつ
て知的障害者の福祉の向上を図ることを目
標とする。

五、職親委託の申込と判定
「職親委託を希望する知的障害者は又はその
保護者は、職親委託申込書（様式第4号）
を福祉事務所長に提出するものとし、これ
を受理した福祉事務所長は、委託の適否に
ついて知的障害者更生相談所に必要な判定
を求める」とこと。
六、職親委託の手続等
1、委託の措置
福祉事務所長は、前記五の判定の結果
職親に委託することが適当であると認め
られた者については、職親登録簿に登録
された者の中から、職種等について考
慮のうえその知的障害者に適合する職親
を選定し、知的障害者福祉又は社会福
祉主事をして直接職親を訪問させ、
委託する場合に職員が守るべき条件、當
該知的障害者の特性等を十分に説明して
職親の同意を得るとともに、本人及びそ
の保護者についても必要な注意を与え、
委託が効果的に行なえるよう十分な準備
を整えたうえ、委託の措置をとること。
2、期間の決定
福祉事務所長は、知的障害者を職親に
委託するときは、予め一年以内の期間
(更新を妨げず)を定めて委託するもの
とし、当該期間内に職親委託の目的が達
成され、一般雇用関係に切換えるか、新
たに就職できるように努めること。

355

知的障害者職親の登録について

的とすること。

二 定着及び対象者

1 職親の定義

職親とは、知的障害者の更生援護に熱
意を有する事業経営者等の私人であつて、
知的障害者を自己のものとに預かり、その
更生に必要な指導訓練を行なうことを希
望するもののうち、援護の実施機関が適
当と認めた者をいうこと。

2 対象者

職親委託の対象者は、知的障害者更生
相談所の判定の結果職親に委託すること
がその福祉を図るために適当とされた知的
障害者とすること。

3 実施機関

職親委託の措置については福祉行政の第
一線機関である福祉事務所に行なわせるこ
とが適切であると考えられるので、法第十
七条の規定によりその権限を福祉事務所長
に委任すること。

4 職親申込書の提出

職親になることを希望する者は、居住
地を管轄する福祉事務所を経て援護の実
施機関に職親申込書（様式第1号）を提
出すること。

5 職親登録簿の手続

福祉事務所長は、職親に知的障害者を
委託する措置をとったときは、知的障害
者福祉司又は社会福祉主事をして職親の
家庭又は事業場を訪問して必要な連絡指
導を行なわしめること。

6 職親登録簿の提出

福祉事務所長は、職親の登録簿に登録
する際には、登録の際の照会の回数を記入
する必要事項を記入すること。

7 職親登録簿の提出

福祉事務所長は、職親に知的障害者を
委託する措置をとったときは、知的障害
者福祉司又は社会福祉主事をして職親の
家庭又は事業場を訪問して必要な連絡指
導を行なわしめること。

〔昭和三十九年五月二十日三九保護第四七九
号〕

見のとおり取り扱われたい。

〔別紙2〕

〔昭和三十九年五月二十日三九保護四七九
号〕

〔別紙1〕

〔昭和三十九年五月二十日三九保護四七九
号〕

〔別紙1〕

〔別紙2〕

〔別紙2〕

2 調査及び意見具申

福祉事務所長は、職親申込書を受理し
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

3 職親として不適当なもの基準
次に該当する者は職親として不適当と
認められるること。

4 職親として不適当なものの基準
認められるところ。

5 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

6 職親として不適当なものの基準
認められるところ。

7 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

8 職親として不適当なものの基準
認められるところ。

9 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

10 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

11 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

12 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

13 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

14 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

15 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

16 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

17 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

18 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

19 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

20 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

21 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

22 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

23 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

24 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

25 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

26 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

27 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

28 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

29 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

30 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

31 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

32 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

33 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

34 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

35 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

36 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

37 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

38 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

39 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

40 職親として不適当なものの基準
たときは、知的障害者福祉司等をして職
親申込書に記載した事項その他必要な事
項を調査させ、その適否について意見書
(様式第2号)を添付して援護の実施機
関に准達するものとする。

◇社団法人 日本知的障害福祉連盟

事務局所在地 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-4-3 ルート飯田橋ビル4階
電話(03)5275-1128 FAX(03)5275-1205

E-mail : jimr@ca.mbn.or.jp ホームページ : <http://plaza6.mbn.or.jp/~jimr/>

代表者名 会長 有馬正高 常務理事 大南英明 金子健

目的 開発途上国の知的障害者福祉施策に関する研究及び技術援助ならびに海外との交流等の事業を行うことにより、知的障害事業の進展を図るとともに、関係団体間の連絡、調整を図ることを目的とする。

事業 ①開発途上国の知的障害者福祉施策に関する研究及び研修の実施、研修員の受入れ等の援助ならびに技術協力

②アジア知的障害リソース・センターの維持・運営

③海外の関係団体との情報の交換、技術・専門家の交流

④国内外の知的障害に関する総合的研究会、研修会の開催

⑤国内外の知的障害に関する資料の収集、情報の交換

⑥知的障害問題に関する社会的啓蒙及び広報

⑦福祉月間の開催

⑧知的障害関係団体との相互連絡と事業調整

知的障害者福祉六法（平成13年版）

平成12年11月1日 発行

監修 知的障害等法規研究会

発行者 荘 村 多 加 志

発行所 中央法規出版株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-27-4

編集 TEL 03 (3379) 3864

販売 TEL 03 (3379) 3861

URL <http://www.chuhoki.co.jp/>

【営業所】

札幌 〒060-0052 札幌市中央区南2条東2-9 TEL 011 (210) 6121
(大都ビル)

仙台 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-2 TEL 022 (222) 1693
(浜屋ビル2号館)

東京 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-1 TEL 03 (3379) 3866
(オダカビル2F)

名古屋 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-16-3 TEL 052 (681) 3166
(名駅アイサンビル2F)

大阪 〒530-0041 大阪市北区天神橋4-8-12 TEL 06 (6351) 9079
(ツネキニビル)

広島 〒732-0804 広島市南区西蟹屋2-9-12 TEL 082 (568) 5870
(FKDビル3F)

福岡 〒810-0074 福岡市中央区大手門1-7-20 TEL 092 (724) 8714
(第一簾子ビル2F)

定価は函に表示しております。

印刷／三協印刷錦 製本／渋谷文泉閣
落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-8058-4292-X